

特別区職員の給与に関する報告及び勧告の概要について
(令和7年)

- 1 勧告月日 令和7年10月14日
- 2 勧告内容
 - 月例給 公民較差(3.80%)を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ給料月額を引上げ
 - 特別給 年間支給月数を0.05月引上げ
- 3 公民給与の比較

(1) 職員と民間の給与の比較

ア 特別区、民間双方に共通する事務・技術の職務に従事する職員及び民間従業員の本年4月分の給与支給月額、昨年8月から本年7月までの特別給(賞与)の支給状況のほか、給与改定の状況等を調査し、その職務の種類別に責任の度合い、学歴、年齢の条件が対応すると認められる者同士を比較している。対象職種は行政職給料表(一)が適用される事務・技術職員と同種の仕事に就いている民間従業員としている。

なお、各特別区における厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較する必要がある。そのため、本年の人事院勧告を踏まえ比較方法の見直しを行い、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに100人以上とした。

イ 民間給与実態調査の内容(令和7年4月)

調査対象規模	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所 ※ただし、公民比較の対象企業規模は100人以上
事業所数	特別区内民間10,332事業所の内1,162事業所を無作為抽出
調査実人員	57,494人
対象職種	76職種

(2) 公民較差

○月例給

民間従業員	職員	公民較差
406,322円	391,462円	14,860円(3.80%)

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	公民較差
4.92月分	4.85月	0.07月